

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和8年10月版	(旧) 令和7年10月版	備 考
札幌市土木設計業務共通仕様書の改定について 令和8年10月 単価使用の委託業務から適用 ～本仕様書を使用される皆様へ～ 本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。 http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html	札幌市土木設計業務共通仕様書の改定について 令和7年10月 単価使用の委託業務から適用 ～本仕様書を使用される皆様へ～ 本仕様書は改訂する場合があります。改訂時には札幌市工事管理室ホームページ「工事管理室からのお知らせ」（下記アドレス参照）で改訂内容をご案内しますので、ご確認ください。 http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/osirase/osirase.html	日付変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
第 1 章 総則・一般 1-30 守秘義務 1. ～ 2. (省略) 3. 受託者は当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を 1-12 設計業務計画書に示す設計業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。 4. 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。 5. (省略) 6. 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。 7. 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、またはその恐れがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。 第 2 章 道路部門 2-3 道路設計 2-3-1 ～ 2-3-3 (省略) 2-3-4 道路予備設計(A) 1. (省略) 2. 業務内容 (1)～(3) (省略) (4) 設計図 (ア)～(オ) (省略) (カ) 主要構造物計画図	第 1 章 総則・一般 1-30 守秘義務 1. ～ 2. (省略) 3. 受諾者は当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を 1-12 設計業務計画書に示す設計業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。 4. 受諾者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。 5. (省略) 6. 受諾者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去または破棄を確実に行うこと。 7. 受諾者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ、またはその恐れがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。 第 2 章 道路部門 2-3 道路設計 2-3-1 ～ 2-3-3 (省略) 2-3-4 道路予備設計(A) 1. (省略) 2. 業務内容 (1)～(3) (省略) (4) 設計図 (ア)～(オ) (省略) (カ) 主要構造物計画図	文言変更 文言変更 文言変更 文言変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
延長 50m 以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、設計図書に基づき、現地踏査を基に、標準設計や既往の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般図を作成するものとする。また、延長 50m を超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般図を作成するものとする。構造物計画図の縮尺は、1／500 から 1／200 を標準とする。 (5)～(8) (省略) 3. (省略) 2-3-5 ～ 2-3-14 (省略) 2-3-15 一般構造物予備設計 1. (省略) 2. 業務内容 (1)～(6) (省略) (7) 概略設計図 (ア)～(キ) (省略) (8) 関連機関との協議資料作成 (9)～(11) (省略) 3. (省略) 2-4 電線共同溝 (C・C・Box) 設計 2-4-1 ～ 2-4-4 (省略) 2-4-5 電線共同溝設計の成果品 表 2-5 (省略)	延長 50m 以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、設計図書に基づき、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般図を作成するものとする。また、延長 50m を超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般図を作成するものとする。構造物計画図の縮尺は、1／500 から 1／200 を標準とする。 (5)～(8) (省略) 3. (省略) 2-3-5 ～ 2-3-14 (省略) 2-3-15 一般構造物予備設計 1. (省略) 2. 業務内容 (1)～(6) (省略) (7) 概略設計図 (ア)～(キ) (省略) <u>(ク)</u> 関連機関との協議資料作成 (9)～(11) (省略) 3. (省略) 2-4 電線共同溝 (C・C・Box) 設計 2-4-1 ～ 2-4-4 (省略) 2-4-5 電線共同溝設計の成果品 表 2-5 (省略)	文言変更 項目変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版					(旧) 令和 7 年 10 月版					備 考
表 2 - 6 電線共同溝詳細設計成果品一覧表					表 2 - 6 電線共同溝詳細設計成果品一覧表					文言変更
設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要	設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	摘要	
詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1 / 100 ~ 1 / 250	予備設計にて無い場合	予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1 / 100 ~ 1 / 250	予備設計にて無い場合	
	平面・縦断設計	位置図	1 / 25,000 ~ 1 / 50,000			平面・縦断設計	位置図	1 / 25,000 ~ 1 / 50,000		
		平面図	1 / 100 ~ 1 / 250				平面図	1 / 100 ~ 1 / 250		
		縦断図	H = 1 / 100 ~ 1 / 250 V = 1 / 50 ~ 1 / 100				縦断図	H = 1 / 100 ~ 1 / 250 V = 1 / 50 ~ 1 / 100		
	構造設計	標準横断図	1 / 10 ~ 1 / 20			構造設計	標準横断図	1 / 10 ~ 1 / 20		
		ケーブル収容図	1 / 10				ケーブル収容図	1 / 10		
		管路部構造図	1 / 5 ~ 1 / 10				管路部構造図	1 / 5 ~ 1 / 10		
		特殊部構造図・配筋図	1 / 10 ~ 1 / 30				特殊部構造図・配筋図	1 / 10 ~ 1 / 30		
		地上機器部構造図・配筋図	1 / 10 ~ 1 / 30				地上機器部構造図・配筋図	1 / 10 ~ 1 / 30		
		細部構造図（蓋・付属金物・継手等）	1 / 2 ~ 1 / 10				細部構造図（蓋・付属金物・継手等）	1 / 2 ~ 1 / 10		
	仮設構造設計	仮設構造図	1 / 10 ~ 1 / 20			仮設構造設計	仮設構造図	1 / 10 ~ 1 / 20		
	数量計算	数量計算書	—			数量計算	数量計算書	—		
	報告書	設計概要書	—			報告書	設計概要書	—		
		設計検討経緯書	—				設計検討経緯書	—		
		本体構造計算書	—				本体構造計算書	—		
		仮設計算書	—				仮設計算書	—		
		施工計画書	—				施工計画書	—		

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
第 3 章 河川部門 3-3 河川水辺環境調査 3-3-1 河川水辺環境調査 河川水辺環境調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル（河川版）（国土交通省・令和 7 年 9 月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）に準拠して、実施するものとする。 また、調査内容について、設計図書に特に定めのない場合は、担当職員と協議の上、必要な事項をとりまとめるものとする。 3-3-2 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 (1) 生物調査 (ア) 魚類採捕調査 (イ) 魚類環境 DNA 調査 (ウ) 底生動物調査 (エ) 植物調査 (オ) 鳥類調査 (カ) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 (キ) 陸上昆虫類等調査 (2) 河川環境基図作成調査 (3)～(4) (省略) 3-3-3 魚類採捕調査 1. 業務目的 魚類採捕調査は、河川における魚類の生息状況を把握することを目的とする。	第 3 章 河川部門 3-3 河川水辺環境調査 3-3-1 河川水辺環境調査 河川水辺環境調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル（河川版）（国土交通省・平成 28 年 1 月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）に準拠して、実施するものとする。 また、調査内容について、設計図書に特に定めのない場合は、担当職員と協議の上、必要な事項をとりまとめるものとする。 3-3-2 河川水辺環境調査の区分 河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。 (1) 生物調査 (ア) 魚全類____調査 _____ (イ) 底生動物調査 (ウ) 植物調査 (エ) 鳥類調査 (オ) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 (カ) 陸上昆虫類等調査 (2) 河川_____調査 (3)～(4) (省略) 3-3-3 魚全類____調査 1. 業務目的 魚全類採捕調査は、河川における魚全類の生息状況を把握することを目的とする。	諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 受託者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、文献の収集及び聞き取り相手の選定に当たって、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・令和 7 年 9 月）に基づき、学識経験者の助言を得るものとする。 (3) 現地調査計画策定 受託者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討・策定し、担当職員の承諾を得るものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、計画策定に当たって、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・令和 7 年 9 月）に基づき、学識経験者の助言を得るものとする。 (4) (省略) (5) 調査成果のとりまとめ 受託者は、調査成果について所定の様式に基づき、以下のようにとりまとめるものとする。 (7) 考察・評価 受託者は、調査成果について、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・令和 7 年 9 月）に基づき、評価をとりまとめ、考察を行うものとする。 なお、設計図書に定めのある場合は、考察・評価に当たって、学識経験者の助言を仰ぐものとする。	2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 受託者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、文献の収集及び聞き取り相手の選定に当たって、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・平成 28 年 1 月）に基づき、学識経験者の助言を得るものとする。 (3) 現地調査計画策定 受託者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討・策定し、担当職員の承諾を得るものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、計画策定に当たって、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・平成 28 年 1 月）に基づき、学識経験者の助言を得るものとする。 (4) (省略) (5) 調査成果のとりまとめ 受託者は、調査成果について所定の様式に基づき、以下のようにとりまとめるものとする。 (7) 考察・評価 受託者は、調査成果について、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・平成 28 年 1 月）に基づき、評価をとりまとめ、考察を行うものとする。 なお、設計図書に定めのある場合は、考察・評価に当たって、学識経験者の助言を仰ぐものとする。	諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
(イ) データの入力 受託者は、<u>国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて、調査結果</u>データの入力を行うものとする。 (6) (省略) 3-3-4 魚類環境DNA調査 1. 業務目的 本調査は、魚類の生息状況を、環境DNA調査を基に把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す内容を確認し、1-12 設計業務計画書 第2項に示す事項について設計業務計画書を作成し、業務担当員に提出するものとする。 なお、(2) 現地調査計画策定、(3) 現地調査については、3-3-3 魚類採捕調査に準ずるものとする。 (4) 分析 受託者は、調査結果について、「ろ過」、「DNAの抽出」、「DNAの分析」を行うものとし、各分析工程の実施日は工程毎に記録するものとする。また、各工程の作業が複数回にわたる場合は分析回を記録する。 (5) 調査結果のとりまとめ 受託者は、調査結果について所定の様式に基づき、とりまとめるものとする。 なお、受託者は、国土交通省水管理・国土保全局の河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）ホームページの「河川水辺の国勢調査入出力システム」を用いて調査結果データの入力を行う。	(イ) データの入力 受託者は、<u>河川水辺の国勢調査入出力システム ~~（河州版）（Ver3.90）（リバーフロント整備センター・平成27年版）に基づき~~</u>、調査<u>データ</u>の入力を行うものとする。 (6) (省略)	諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
(6) 報告書作成 受託者は、業務の成果として、1-45 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 3-3-5 底生動物調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(4)に準ずるものとする。 (5) 室内分析 受託者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、原則として調査回数ごとに1種類1個体以上ずつの標本を作成するものとする。 なお、設計図書に定めのある場合は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川版)(国土交通省・令和7年9月)に基づき、標本を作成するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(5)に準ずるものとする。 (7) (省略)	3-3-4 底生動物調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚全類____調査 第2項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚全類____調査 第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚全類____調査 第2項(4)に準ずるものとする。 (5) 室内分析 受託者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、原則として調査回数ごとに1種類1個体以上ずつの標本を作成するものとする。 なお、設計図書に定めのある場合は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(河川版)(国土交通省・平成28年1月)に基づき、標本を作成するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚全類____調査 第2項(5)に準ずるものとする。 (7) (省略)	諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
3-3-6 植物調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(4)に準ずるものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(5)に準ずるものとする。 (6) (省略)	3-3-5 植物調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(4)に準ずるものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(5)に準ずるものとする。 (6) (省略)	諸基準の改定に伴う 変更
3-3-7 鳥類調査 1. 鳥類調査は、河川内における鳥類の生息状況とともに、集団分布地の状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(4)に準ずるものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(5)に準ずるものとする。	3-3-6 鳥類調査 1. 鳥類調査は、河川内における鳥類の生息状況_____を把握することを目的とする。 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(4)に準ずるものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚全類____調査 第 2 項(5)に準ずるものとする。	諸基準の改定に伴う 変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
(6) (省略) 3-3-8 両生類・爬虫類・哺乳類調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(4)に準ずるものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(5)に準ずるものとする。 (6) (省略) 3-3-9 陸上昆虫类等調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚類採捕調査 第2項(4)に準ずるものとする。	(6) (省略) 3-3-7 両生類・爬虫類・哺乳類調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚弁類____調査 第2項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚弁類____調査 第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚弁類____調査 第2項(4)に準ずるものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚弁類____調査 第2項(5)に準ずるものとする。 (6) (省略) 3-3-8 陸上昆虫类等調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 3-3-3 魚弁類____調査 第2項(2)に準ずるものとする。 (3) 現地調査計画策定 3-3-3 魚弁類____調査 第2項(3)に準ずるものとする。 (4) 現地調査 3-3-3 魚弁類____調査 第2項(4)に準ずるものとする。	諸基準の改定に伴う 変更 諸基準の改定に伴う 変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
(5) 室内分析 受託者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、全種類について標本を作成し保管するものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・令和 7 年 9 月）に基づき、標本を作成するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚類採捕調査 第 2 項(5)に準ずるものとする。 (7) (省略) 3-3-10 河川環境基図作成調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 事前調査 受託者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 (3) 現地調査計画策定 受託者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地調査し、調査計画を検討、策定し、調査職員の承諾を得るものとする。なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（国土交通省・令和 7 年 9 月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (4) 現地調査 受託者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。	(5) 室内分析 受託者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、全種類について標本を作成し保管するものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル（河川版）（国土交通省・平成 28 年 1 月）に基づき、標本を作成するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 3-3-3 魚全類調査 第 2 項(5)に準ずるものとする。 (7) (省略) 3-3-9 河川_____調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 資料_____調査 受託者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 (3) 現地調査 受託者は、_____資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。	諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
(5) 調査成果のとりまとめ 受託者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。 (6) 報告書作成 受託者は、業務の成果として、1-45 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 3-3-11 河川空間利用実態調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 河川空間利用実態調査 受託者は、河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)(国土交通省 平成 30 年 12 月)に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。 (3)~(5) (省略) 3-3-12 河川水辺総括資料調査 1. 事業目的 河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 (1) 計画準備 受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、1-12 設計業務計画書 第 2 項に示す事項について設計業務計画書を作成し、業務担当者に提出するものとする。	(4) 調査成果のとりまとめ 受託者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。 (5) 報告書作成 受託者は、業務の成果として、1-45 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 3-3-10 河川空間利用実態調査 1. (省略) 2. 業務内容 (1) (省略) (2) 河川空間利用実態調査 受託者は、河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)(国土交通省 平成 16 年 3 月)に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。 (3)~(5) (省略)	諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更

札幌市土木設計業務共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 8 年 10 月版	(旧) 令和 7 年 10 月版	備 考
(2) 資料調査 受託者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討を行うものとする。 (3) 調査成果のとりまとめ 受託者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。 (4) 報告書作成 受託者は、業務の成果として、1-45 設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 3-3-13 成果品	3-3-11 成果品	諸基準の改定に伴う変更 諸基準の改定に伴う変更